

主 文  
本件控訴を棄却する。  
当審における未決勾留日数中300日を原判決の刑に算入する。

本件控訴の趣意は、弁護人田中伸作成の控訴趣意書に記載されているとおりであるから、これを引用する。論旨は、要するに、事実の誤認を主張するものである。すなわち、原判決は、被告人が、自己が経営する有限会社Aの従業員B（当時46歳、以下「B」若しくは「被害者」という。）が、日ごろから自己に対して反抗的な態度をとることなどから、同人に対して憤まんを募らせたいところろ、使用していた車両をBに無断で売却されて、同人に対して憤まんを募らせていたC（以下「C」という。）と共謀の上、Bを殺害し、その死体を遺棄するところを企て、平成13年4月12日正午ころ、広島県庄原市所在の被告人管理に係る造成地（以下「本件現場」という。）において、Bに対し、殺意をもって、数回にわたり、こもごも、所携の刃物でその腹部及び背部等を突き刺すなどし、よって、そのころ同所において、同人を失血により死亡させて殺害した上、上記日時場所において、Bの死体を土中に埋め、もって死体を遺棄した旨殺人及び死体遺棄の事実を認定したが、被害者の遺体等の客観的物証は未だ発見されておらず、被告人が主張するアリバイも完全に否定されていないこと等にかんがみれば、被告人が犯行に関与したとの点については、合理的な疑いを容れない程度に証明されたとはいえないから、上記の事実を認定した原判決には、明らかに判決に影響を及ぼす事実の誤認がある、というのである。

そこで、検討すると、関係証拠によれば、原判決認定の「罪となるべき事実」及び「事実認定の補足説明」の項における説示は、証人C及び被告人の供述の信用性等に関する判断を含めて、当裁判所も概ね正しいものとして是認することができるから、原判決には所論のいう事実の誤認はない。以下、所論にかんがみ、付言する。

1 所論は、被害者の殺害及びその死体の遺棄を証明する被害者の遺体、凶器等の客観的物証が発見されておらず、遺体が埋め替えられたことをうかがわせる証拠もない上、殺害されたとされる時期以降も被害者が生存していたとの証拠も存在するのであるから、被害者の死亡ということ自体に合理的疑いが残る、というのである。

しかしながら、後述するとおり、Cの被害者の殺害状況等に関する供述及びこれに符合する被告人の捜査官に対する自白は十分に信用することができるのであり、しかも、被害者は、平成13年4月12日朝、被告人が経営するAの事務所に出勤し、被告人の指示に従って、本件現場において故障したブルドーザーを埋める作業にとりかかるべく、被告人とともに出発した後、その姿を消してしまったこと、被害者の妻は、同年3月末ころ、夫婦喧嘩をして、故国のフィリピンに帰っていたが、同年5月3日に帰宅した際には、被害者が運転免許証、預金通帳等を残したまま行方不明となっており、その後も、被害者と接触することができず、被害者の母親との連絡も絶たれていることが判明したこと、被害者方の電話記録によると、同年4月11日午後9時49分ころの発信を最後に、被害者の妻の帰宅まで使用された形跡がないこと等を総合すると、被害者は、同月12日以降、突然姿を消しており、当時の被害者の生活状況等からして、突如姿を消さなければならぬような事情も全くなかろうかがわれないことを考慮すると、被害者が殺害されたことの証明は十分であるといわなければならない。

Cは、土木機械を使用して、本件現場に穴を掘った上、被害者の遺体及び凶器をその穴の中に埋めた旨捜査、公判を通じて一貫して供述しており、被告人も、捜査官に同旨の自白をしていたのであるが、平成14年2月27日から同年3月1日の3日間及び同年3月19日に実施された本件現場における検証の際、C及び被告人の指示説明に従って、本件現場を掘削して捜索が行われたにもかかわらず、被害者の遺体や凶器等の物証が発見されなかったことは、所論が指摘するとおりである。

ところで、平成13年7月10日、Aの従業員が本件現場の整地作業をした際、ブルドーザーの排土板の一部が地面から突き出ているのに気づき、ブルドーザーが地表付近において排土板を上にした状態で埋められているのを確認したのであるが、平成14年2月27日から同年3月1日まで実施された上記検証の際には、深さ約2.3メートルないし約4.1メートルの地点に上下逆となった状態のブルドーザーが埋められているのが発見されており、上記平成13年7月1

0日の状態と対比すると、埋められた深さが違って、埋められた地  
点も異なっていたのであり、このように照らすと、何者かが現場の埋  
め直し作業を行ったと考へざるを得ない。しかも、本件現場は被告人が管理して  
いた上、上記のとおり、平成13年7月10日にブルドーザーが埋められてい  
るのが発見された際には、被告人は、血相を変えて、「ブルは出なかったか。」な  
どと従業員に聞き回っていたことが認められる。また、Cは、発覚した覚せい剤  
取締法違反事件を逃れたため、平成13年5月4日から同年10月8日の逮捕に  
至るまで身を隠していたのであるが、その間も被告人と接触を保っていたとこ  
ろ、会うたびに、被害者を殺害したことを誰にも言わないと被告人から厳しく口止  
めされていただけでなく、逮捕された後も、面会に来た被告人から、余計なこ  
とは言わないと念を押されていた旨供述している。  
このような諸事実にかんがみると、本件犯行後、本件現場が掘削されて、被  
害者の遺体等が他の場所に移動された可能性が高く、所論が指摘するような物証  
が本件現場から発見されなかったことを理由に、被害者の死亡の事実や被告人ら  
による被害者の殺害並びに死体遺棄の事実が否定されるものではない。  
なお、平成13年5月18日に被害者の妻が警察に提出した家出人捜索願受  
理票には、同年5月1日、妻の友人がラスメン屋から出てきた被害者を見た旨の  
記載があるが、その供述をしたという人物自体を特定することができない上、そ  
の供述内容も不確実極まりないこと等を考慮すると、十分に足りないとはいわ  
ざるを得ない。

所論は理由がない。  
2 次に、所論は、被告人と共謀した本件犯行に及んだ旨のCの供述は信用性に欠け  
るから、これを信用できるとし、本判決には事実の誤認がある、という。  
そこで、検討すると、Cの供述の要旨は、平成13年4月8日朝、自宅付近  
の路地において、被告人から被害者の殺害をもちかけられ、平素から可愛が  
られていた被告人との関係もあって、これを承諾すると、被告人から、  
同月11日に、被害者を本件現場に誘い出すので、その場で被害者を殺害して、  
死体も埋めるとの計画を聞き、包丁を持参して本件現場に来るようになり、と  
の指示を受け、これを了承し、同月11日と12日の両日、当時の勤務先から休  
暇を取ったところ、同月10日夕刻に至って、殺害計画の実行日を同月12日に  
変更するので、同日屋敷本件現場に来るようになり、という被告人からの電話を  
受けた。そこで、同月12日、出刃包丁と筋引を積み込んだ自動車を運転して、正午  
前に現場に到着し、土木機械を操作する被害者と共謀した被告人がいたため、被告人ら  
のもとに赴いた。その後、被害者が弁当を食べ始めたので、被害者を油断させる  
ため、被告人に対して、未払い賃金の支払いを声高に要求し、これに応じた被告  
人がけんか腰の受け答えをしたことから、被害者がこれを仲裁するような態度に  
出た。そこで、被害者の注意をひく目的で、被害者に貸した自動車の行方を問う  
たところ、被害者がこれを他に売却したと、返答したところから、被害者と口論を始  
めた。被害者の注意が自分に向いた隙に、被害者の後方に位置していた被告人  
が、その前方に回り込んで、被害者の背中を左手を回して抱きつくような中腰の  
姿勢で、被害者の身体を2回突き刺したのを見て、自動車に戻って凶器を取り出  
し、左手に筋引、右手に出刃包丁を握り、被害者に近づくと、被告人が、左手か  
ら筋引を奪い取った上、手で上半身を支えながら座り込んだ姿勢の被害者の腹部  
付近を2回突き刺したのを見た。そこで、右手に持った包丁で被害者の背中を  
2、3回突き刺すと、被害者がその場に倒れ込んだ。そして、現場にあったビニ  
ールシートを被害者に掛け、土木機械を操作して、その上から土を掛けた後、左  
手親指を負傷していたため、右手人差し指を負傷した被告人に連れられて、50  
メートルくらい斜面を降りたところにある水路のような場所です手を洗ったもの、  
被告人の出血が止まらなかったことから、被告人が運転する自動車で、広島県三  
次市内の薬局に出かけ、下車して自分が、薬や包帯等を購入してから、再び本件  
現場に戻り、土木機械を操作して、掘った穴の中に被害者を投げ込んで、上から  
土を掛け、付近の地ならしをした、というものである。  
Cの上記供述は、共謀の状況、犯行状況等について、具体的かつ詳細に供述  
するものであって、体験した者でなければ供述できないような臨場感、迫真性  
に富む上、原審公判廷において、被告人の面前で、厳しい反対尋問を受けても、動  
揺することなく一貫した明確な供述を維持していること、原判決が適切に説示  
するとおり、Cと被告人の手の指には上記供述に対応する傷跡が存在しており、上  
記供述にある薬局で上記供述にある日時にそのような薬等を購入した客が現に存





る。

そのほか、弁護人がいろいろと主張する点を全て検討しても、被告人に対し、Cとの共同正犯による殺人、死体遺棄の事実を認定した原判決の判断は相当であり、論旨は理由がない。

よって、刑訴法396条により本件控訴を棄却し、刑法21条を適用して当審における未決勾留日数中300日を原判決の刑に算入し、当審における訴訟費用については、刑訴法181条1項ただし書を適用して被告人に負担させないこととして、主文のとおり判決する。

平成17年1月18日

広島高等裁判所第一部

裁判長裁判官 大 淵 敏 和

裁判官 芦 高 源

裁判官 島 田 一